

# 都市において農業の発展を目指す皆様を支援します ～ 「農」のある暮らしづくり交付金 ～

## 実施主体

- 農業者、農業法人、NPO、農業協同組合、民間団体、市町村等

## 事業要件

- 事業実施区域は、都市計画区域内です。
- 市民農園等の整備においては、利用者が5人以上であることが必要です。
- 農業者による農業生産施設等を整備する場合には、3人以上でグループを作ってください必要があります。

## 支援内容

※ 重点対策として、「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト、「農」と福祉の連携プロジェクトを実施。  
(農林水産省ホームページ(文末URL)をご参照)

## 「農」のある暮らしづくり推進対策(ソフト)

「農」のある暮らしづくりに向けた地域活動や付随する簡易な施設整備を国が400万円まで助成します。



新技術導入のための実験活動(講師謝金等)



水田の保全活動



農業者と都市住民による農業用水路の清掃活動



防災マップの作成



体験農園開設に向けた講師による指導



小学生に対する地元農業者による指導

## 補助率

定額(1地区当たり上限400万円。うち簡易な施設整備上限100万円)

「農」のある暮らしづくり整備対策(ハード)

地元農産物を楽しめる施設等の整備を国が1/2以内で助成します。



市民農園・福祉農園



休憩所・手洗い場等附帯施設



農産物生産施設



農産物販売強化促進施設



農業用排水施設

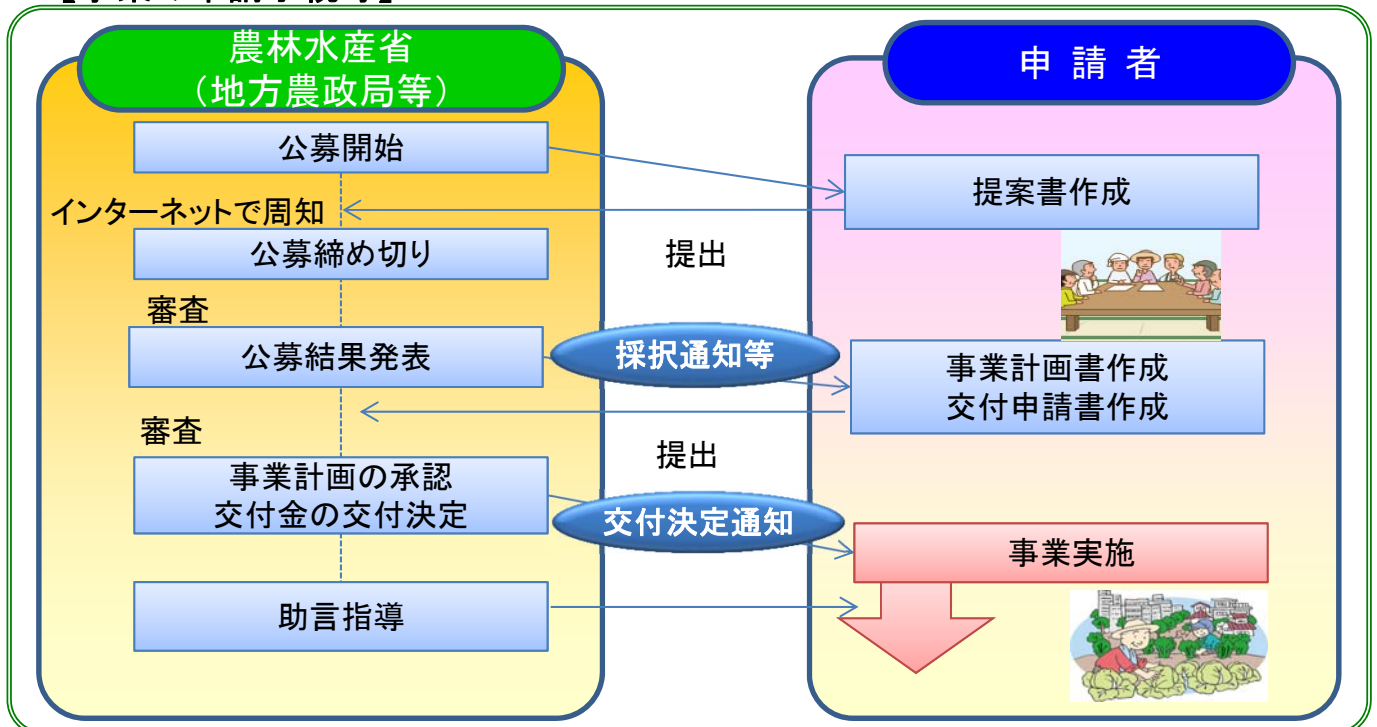


農薬飛散防止施設  
(防薬ネット)

補助率

1/2以内

【事業の申請手続等】



詳細については、農林水産省農村振興局都市農村交流課(☎03-3502-0033)にご相談ください。

農林水産省HP([http://www.maff.go.jp/j/budget/2014/pdf/51\\_26\\_kettei\\_renkei.pdf](http://www.maff.go.jp/j/budget/2014/pdf/51_26_kettei_renkei.pdf))